

議案第 35 号

米原市立認定こども園条例の一部を改正する条例について

米原市立認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、米原市立認定こども園での施設型給付に当たり当該認定こども園の利用に係る費用を規定することならびに認定こども園の教育および保育時間等を規定し、および米原市立認定こども園運営委員会を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づく付属機関として設置するため、この案を提出するものである。

## 米原市立認定こども園条例の一部を改正する条例

米原市立認定こども園条例（平成 26 年米原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 8 条とし、第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（教育および保育時間）

第 4 条 認定こども園の教育および保育時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。  
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延長し、または短縮することができる。

（休園日）

第 5 条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休園することができる。

- （1） 日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- （3） 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

2 第 3 条第 1 号に規定する教育の提供は、休園日のほか、次に掲げる日においても、行わない。

- （1） 土曜日
- （2） 夏季休業日（7 月 21 日から 8 月 31 日までをいう。）
- （3） 冬季休業日（12 月 24 日から翌年 1 月 6 日までをいう。）
- （4） 春季休業日（3 月 25 日から 4 月 2 日までをいう。）

（利用に係る費用）

第 6 条 認定こども園に入園する児童（児童福祉法第 24 条第 5 項または第 6 項の規定により市長が入園させた児童を除く。）の保護者は、認定こども園の利用に係る費用として、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 3 項第 1 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育または保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育または保育に要した費用の額）に相当する額を納付しなければならない。

（認定こども園運営委員会）

第 7 条 認定こども園の円滑な運営および地域に開かれた認定こども園づくりを推進するため、米原市立認定こども園運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第 2 条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに置く。

- 3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
  - (1) 保護者の代表者
  - (2) 関係自治会の代表者
  - (3) 民生委員・児童委員の代表者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日が属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

米原市立認定こども園条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市立認定こども園条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(教育および保育時間)</u></p> <p>第4条 認定こども園の教育および保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延長し、または短縮することができる。</p> <p><u>(休園日)</u></p> <p>第5条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休園することができる。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>2 第3条第1号に規定する教育の提供は、休園日のほか、次に掲げる日においても、行わない。</p> <p>(1) 土曜日</p> <p>(2) 夏季休業日（7月21日から8月31日までをいう。）</p> <p>(3) 冬季休業日（12月24日から翌年1月6日までをいう。）</p> <p>(4) 春季休業日（3月25日から4月2日までをいう。）</p> <p><u>(利用に係る費用)</u></p> <p>第6条 認定こども園に入園する児童（児童福祉法第24条第5項または第6項の規</p>	<p>米原市立認定こども園条例</p> <p>第1条～第3条 略</p>

定により市長が入園させた児童を除く。)の保護者は、認定こども園の利用に係る費用として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育または保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育または保育に要した費用の額)に相当する額を納付しなければならない。

(認定こども園運営委員会)

第7条 認定こども園の円滑な運営および地域に開かれた認定こども園づくりを推進するため、米原市立認定こども園運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに置く。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(1) 保護者の代表者

(2) 関係自治会の代表者

(3) 民生委員・児童委員の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日が属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 略

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第4条 略

